

軽油引取税免税証(農業用)の交付申請について

- 農業用機械に使用する軽油の免税証交付申請の集合受付を行います。
- 各地域の受付日程は次のとおりです。交付を希望する方は、必要書類を準備の上、下記の受付日に申請してください。お住まいの地域の受付に都合が付かない場合は、他の地域の会場でも申請することができます。
- 県税事務所支所窓口での受付は、平成28年2月3日から行いますが、その場合、集合受付を行った方よりも免税証の交付が遅くなりますので、できるだけ下記会場で申請手続きを行ってください。
- 下記地域以外の受付日程については、県税事務所までお問い合わせください。

●受付日程

地域	期日	時間	会場
旧能代市	平成28年2月1日(月)	10:00～11:30	県山本地域振興局 3F 大会議室
	平成28年2月2日(火)	13:00～15:30	
旧二ツ井町 藤里町	平成28年1月12日(火)	10:00～11:30	能代市二ツ井町庁舎 大会議室
		13:00～15:30	

●必要書類一覧表

区分	免税者軽油証	機械の購入書	免税者軽油証申請書	誓約書	秋田県証紙(400円)	免税証交付書	耕作証明書	農業委員会が交付する	引取等報告書	免税軽油の納品書又は購入証明書	前年購入した軽油の納品書	印鑑	未使用の免税証
新規		○	○	○	○	○	○	○				○	
更新	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続	○					○	○	○	○	○	○	○	○
書換	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○

※注意

- ① 当日は大変混み合うことが予想されますので、必ず申請書に記入しておこし下さい。原則として、受付は記入された方から行います。申請書用紙の無い方は下記お問い合わせ先に連絡して下さい。
- ② 平成28年の耕作期間中に使用者証(厚紙)の有効期間が到来する場合は更新申請が必要です。
- ③ 秋田県証紙(400円分)は免税証交付時にいただきます。
- ④ 共同申請で、使用者が加わる場合は新規申請、使用者が脱退等する場合は書換申請が必要になります。なお、印鑑と耕作証明書は全員のものが必要になります。

【お問い合わせ先】 秋田県総合県税事務所 課税第二課 住所 秋田市山王4-1-2 TEL 018-860-3341
秋田県総合県税事務所 山本支所 住所 能代市御指南町1-10 TEL 0185-52-6201

年越・お正月 盛り皿料理ご注文承ります

※金額は税込です。



お刺身盛り合わせ

- ① 3,780円(5人用)
- ② 5,400円(5人用)



オードブル

- ③ 6,480円(5人用)
- ④ 8,640円(5人用)

配達日 12月31日(木)

締切日 12月25日(金)

〈元日はお休みします〉

地区のお集まり、各種会合に、折詰・お弁当も配達いたします。

仕出しセンター

TEL: 73-3700

生活課

TEL: 58-2154